

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

平成30年3月に東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前に比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、国は平成28年及び平成29年に児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきたが、当該事案においては、児童相談所が関与していたにもかかわらず、被害児童を虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、早期の段階で子どもの異変に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず、関係機関等と連携し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって、国においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されることのないよう、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成28年度に国が策定した「児童相談所強化プラン」について、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを追加するとともに、地方交付税措置も含めた必要な財源措置を速やかに講ずること。
- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改め、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、児童福祉施設及びNPO法人等の民間機関や他の行政機関等との連携の更なる強化を図ること。
- 3 児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、児童が転居しても、事案の緊急性や支援状況が迅速かつ確実に引き継ぐことができるよう、引継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国の自治体からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報が迅速かつ確実に共有できるシステムを構築すること。
- 4 児童虐待の通報及び相談にかかる全国共通ダイヤル「189」の用途を児童虐待の通報受付のみとすること。また、児童相談所への窓口につながる前に半数以上の電話が切れてしまうという実態の原因を速やかに明らかにするとともに、その結果を踏まえ、児童相談所への通報に係る通信料の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
- 5 児童虐待について、児童相談所が保育所、幼稚園及び学校等と情報共有を図ることができる仕組みを構築すること。また、いじめ防止対策と同様、学校の校務分掌等に児童虐待対応を位置付けるなど、対応する組織を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

衆議院議長
参議院議長
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員長
宛て

福島県議会議長 吉田栄光